

令和3年2月定例県議会付議案

- 議案第 1号 令和3年度鳥取県一般会計予算
- 議案第 2号 同 鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算
- 議案第 3号 同 鳥取県公債管理特別会計予算
- 議案第 4号 同 鳥取県給与集中管理特別会計予算
- 議案第 5号 同 鳥取県国民健康保険運営事業特別会計予算
- 議案第 6号 同 鳥取県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
- 議案第 7号 同 鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算
- 議案第 8号 同 鳥取県就農支援資金貸付事業特別会計予算
- 議案第 9号 同 鳥取県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 議案第10号 同 鳥取県県営林事業特別会計予算
- 議案第11号 同 鳥取県県営境港水産施設事業特別会計予算
- 議案第12号 同 鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 議案第13号 同 鳥取県港湾整備事業特別会計予算
- 議案第14号 同 鳥取県収入証紙特別会計予算
- 議案第15号 同 鳥取県県立学校農業実習特別会計予算
- 議案第16号 同 鳥取県育英奨学事業特別会計予算
- 議案第17号 同 鳥取県天神川流域下水道事業会計予算
- 議案第18号 同 鳥取県営電気事業会計予算
- 議案第19号 同 鳥取県営工業用水道事業会計予算
- 議案第20号 同 鳥取県営埋立事業会計予算
- 議案第21号 同 鳥取県営病院事業会計予算
- 議案第22号 令和2年度鳥取県一般会計補正予算（第9号）
- 議案第23号 同 鳥取県公債管理特別会計補正予算（第1号）
- 議案第24号 同 鳥取県国民健康保険運営事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第25号 同 鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算（第1号）

議案第26号 同 鳥取県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計補正予算（第1号）

議案第27号 同 鳥取県県営林事業特別会計補正予算（第1号）

議案第28号 同 鳥取県県営境港水産施設事業特別会計補正予算（第2号）

議案第29号 同 鳥取県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）

議案第30号 同 鳥取県育英奨学事業特別会計補正予算（第1号）

議案第31号 同 鳥取県天神川流域下水道事業会計補正予算（第2号）

議案第32号 同 鳥取県営電気事業会計補正予算（第3号）

議案第33号 同 鳥取県営病院事業会計補正予算（第6号）

議案第34号 食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(くらしの安心推進課)

食品衛生法の一部が改正されたこと等に伴い、鳥取県食品衛生条例及び鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例について所要の改正を行うとともに、同法の一部改正により、魚介類行商を営もうとする者は都道府県知事に届け出なければならないこととされたことに伴い、魚介類行商の許可等について定めた鳥取県魚介類行商条例を廃止するものである。

(概要)

①鳥取県食品衛生条例の一部改正

ア 公衆衛生の見地から必要な基準として、施設は、屋外からの汚染を防止し、衛生的な作業を継続的に実施するために必要な構造又は設備、機械器具の配置及び食品又は添加物を取り扱う量に応じた十分な広さを有すること等の基準を定める。

イ 営業の許可に係る事務について、次のとおり新たに手数料を徴収する。

(手数料の概要)

設定

区分	単位	金額
調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	1件につき	11,500円
水産製品製造業	1件につき	17,600円
液卵製造業	1件につき	21,000円
みそ又はしょうゆ製造業	1件につき	17,600円
複合型そうざい製造業	1件につき	28,500円
冷凍食品製造業	1件につき	21,000円
複合型冷凍食品製造業	1件につき	28,500円
漬物製造業	1件につき	17,600円
密封包装食品製造業	1件につき	21,000円
食品の小分け業	1件につき	11,500円

②鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例の一部改正

ア ふぐの処理を行う施設について、改正後の食品衛生法に基づく新たな営業許可が必要となることに伴い、ふぐ取扱い営業に係る認証を廃止する。

イ ふぐ処理師の免許は、知識及び技術をふぐ処理師試験により客観的に確認した上で付与すべきものであることに鑑み、ふぐ処理師試験に係る受験資格を設けないこととする。

③鳥取県魚介類行商条例を廃止する。

[令和3年6月1日施行]

**議案第35号 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例及び鳥取県手数料徴収
条例の一部を改正する条例（市町村課等）**

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部が改正され、患者自身が自分に適した薬局を選択できるよう、薬局の機能に関する認定制度が新たに創設されたこと等に伴い、所要の改正を行うものである。

（概 要）

①鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正

ア 保健所の権限に関連する次の事務を鳥取市に移譲する。

（ア） 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局（以下「地域連携薬局等」という。）の申請の受理及び知事への送付

（イ） 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（以下「政令」という。）に基づく地域連携薬局等の認定証の書換え交付の申請の受理及び知事への送付

（ウ） 政令に基づく地域連携薬局等の認定証の再交付の申請の受理及び知事への送付

（エ） 政令に基づく地域連携薬局等の認定証の返納の届出の受理及び知事への送付

（オ） 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（以下「省令」という。）に基づく認定薬局開設者の氏名等の変更の届出の受理及び知事への送付

（カ） 省令に基づく地域連携薬局等の名称の変更の届出の受理及び知事への送付

イ 鳥取市に移譲している経由事務のうち保健所の権限に関連しない次の事務は県が処理することとする。

（ア） 医薬品、医薬部外品若しくは化粧品の製造販売業又は製造業の許可の申請の受理等

（イ） 医薬品又は医薬部外品の製造販売の承認の申請の受理等

（ウ） 厚生労働大臣の承認を必要とする医薬品、医薬部外品及び化粧品以外の医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売の届出の受理等

（エ） 医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売業又は製造業の許可等の申請の受理等

（オ） 再生医療等製品の製造販売業の許可の申請の受理等

（カ） 生物由来製品の製造管理者の承認の申請の受理等

ウ 市町村が処理する事務について定めた規定中引用する医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の条項を改める。

②鳥取県手数料徴収条例の一部改正

受益と負担の公平の確保を図るため、手数料の新設、その他所要の改正を行う。

（設 定）

区 分	単 位	金 額
地域連携薬局の認定	1 件につき	11,000円
地域連携薬局の認定の更新	1 件につき	11,000円
専門医療機関連携薬局の認定	1 件につき	11,000円
専門医療機関連携薬局の認定の更新	1 件につき	11,000円
地域連携薬局等の認定証の書換え交付	1 件につき	2,000円
地域連携薬局等の認定証の再交付	1 件につき	2,900円

[令和3年8月1日施行]

議案第36号 鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例

(県民参画協働課)

特定非営利活動促進法が改正され、特定非営利活動法人の設立認証の申請の必要書類の縦覧期間が短縮されたこと等に鑑み、所要の改正を行うものである。

(概要)

- ①控除対象特定非営利活動法人の指定手続の申出があった場合における申出に係る必要書類の縦覧期間を、2週間（現行 1月間）とする。
- ②控除対象特定非営利活動法人の指定手続の申出があった場合において公表する事項及び公衆の縦覧に供する書類について、個人の住所又は居所に係る記載を公表及び公衆の縦覧の対象外とする。
- ③②の公表は、指定手続の完了までの間（指定手続を行わない場合にあつては、指定手続を行わないものと決定されるまでの間）、行うものとする。
- ④控除対象特定非営利活動法人は、事業報告書等、役員名簿又は定款等の閲覧請求があつた場合において、事業報告書等又は役員名簿を閲覧させるときは、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載を除くことができるものとする。
- ⑤控除対象特定非営利活動法人が毎事業年度1回知事に提出しなければならない書類のうち、資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項について記載した書類は、知事への提出を不要とする。
- ⑥控除対象特定非営利活動法人が毎事業年度1回知事に提出しなければならない前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程について、既に知事に提出されているものの内容に変更がない場合においては、提出を省略することができるものとする。
- ⑦請求があつたときに知事が閲覧又は謄写をさせなければならないこととされている控除対象特定非営利活動法人から提出を受けた書類について、個人の住所又は居所に係る記載を閲覧又は謄写の対象外とする。

[令和3年6月9日施行]

議案第37号 鳥取県石綿健康被害防止条例の一部を改正する条例（環境立県推進課）

大気汚染防止法等の一部が改正され、石綿を含有する全ての建築材料が規制対象とされたほか、特定粉じん排出作業に係る規制基準の適用対象が広がったこと等に伴い、所要の改正を行うものである。

(概要)

- ①解体等工事の元請業者（現行 解体等工事を施工しようとする者）は、当該工事の発注者及び下請負人（現行 発注者）に対し、事前調査結果を説明しなければならないものとする。
- ②届出対象特定工事等に伴い廃棄物として処理される石綿含有材料等の種類等を知事に届け出た元請業者は、当該工事における特定粉じん排出等作業が完了し、発注者にその結果の報告を行ったときは、当該報告に係る報告書の写しを知事に提出しなければならないこととする。

[令和3年4月1日施行]

議案第38号 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（住まいまちづくり課）

老朽化したほきもと団地を廃止するとともに、智頭第2団地を智頭町、中南団地を八頭町へ無償譲渡することに伴い、当該団地に係る規定を削除するものである。

[令和3年4月1日施行]

議案第39号 鳥取県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例（住まいまちづくり課）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部が改正され、政令で定める特別特定建築物に公立小学校等が追加されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

（概要）

特別特定建築物の建築主等の基準適合義務の対象となる建築の規模について定めた別表について、所要の規定の整備を行う。

[令和3年4月1日施行]

議案第40号 鳥取縣市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例（住まいまちづくり課）

市街化調整区域内の空家の利活用推進及び老朽空家の放置を防止するため、住宅建築等の許可の基準を緩和するものである。

（概要）

市街化を促進しない開発行為として、次の目的で行う開発行為を加える。

- ① 建築後5年以上経過し、現に居住その他の使用がなされていない空家又は空家等対策の推進に関する特別措置法の規定の適用を受け除却された空家の敷地に新設する自己用住宅に居住する目的
- ② 次の場合において、農業、林業又は漁業を営む者の居住の用に供する建築物として開発許可を受けることなく建設された自己用住宅であって建築後5年以上居住その他の使用がなされたものを増築し、又は改築する目的
 - ア 当該自己用住宅の居住者が農業、林業又は漁業を営む者でなくなった場合
 - イ 相続により当該自己用住宅を承継した者が居住する場合

[令和3年4月1日施行]

議案第41号 鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例（会計指導課等）

受益と負担の公平の確保を図るため、手数料の新設、額の変更その他所要の改正を行うものである。

(手数料の概要)

設定

区 分	単 位	金 額
家畜人工授精所の開設の許可証の書換交付	1 件につき	1,700円
家畜人工授精所の開設の許可証の再交付	1 件につき	1,700円

引下げ

区 分	単 位	金 額	
		現 行	改 正 後
非住宅部分の床面積が300平方メートル以上、1,000平方メートル未満の工場等以外の建築物の新築に係る建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	1 件につき	346,000 円	268,000 円
同上（簡易評価法の場合）	1 件につき	137,000 円	104,000 円
非住宅部分の床面積が300平方メートル以上、1,000平方メートル未満の工場等の新築に係る建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	1 件につき	40,000 円	29,000 円
同上（簡易評価法の場合）	1 件につき	35,000 円	25,000 円

(その他)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、条例の規定中引用する同法の条項の改正を行うものである。

[令和3年4月1日施行 ほか]

議案第42号 鳥取県監査委員条例の一部を改正する条例（監査委員事務局）

地方自治法の一部改正に伴い、知事は、財務に関する事務等の方針及びこれに基づき整備した体制について評価した報告書を、翌年度9月10日までに監査委員に提出し、その審査に付きなければならないこととするものである。

[公布施行]

議案第43号 財産を無償で貸し付けること（(元)鳥取農業高等学校実習農園）について（教育環境課）

相手方：鳥取市 個人（山王団地自治会会長）

貸付財産：普通財産

所在地	種 類	数 量
鳥取市湖山町南三丁目607番1のうち一部	土 地	1,709.40 m ²

貸付期間：令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

無償貸付理由：当該土地は県史跡天神山城跡（因幡守護所跡）として保護すべき土地であり、今後の活用策等が決定されるまでの間、維持管理費の低減及び防犯対策を図る観点から、引き続き山王団地自治会に無償で貸し付けようとするものである。

議案第44号 財産を無償で貸し付けること（（元）鳥取大学整備事業用地）について（教育環境課）

相手方：鳥取市
貸付財産：普通財産

所在地	種類	数量
鳥取市湖山町南四丁目 201 番 2 ほか 12 筆	土地	6,126.95 m ²

貸付期間：令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

無償貸付理由：県が整備した公衆用道路について、市道として良好な管理を行うため、鳥取市に無償で貸し付けようとするものである。

議案第45号 財産を無償で貸し付けること（鳥取県学生寮用地）について（人権教育課）

相手方：公益財団法人鳥取県育英会
貸付財産：普通財産

所在地	種類	数量
東京都豊島区目白四丁目 1801 番 29	土地	462.80 m ²

貸付期間：令和3年6月20日から令和8年6月19日まで

無償貸付理由：東京都内に設置する鳥取県女子学生寮の用に供するため、引き続き公益財団法人鳥取県育英会に無償で貸し付けようとするものである。

議案第46号 財産を無償で譲渡すること（県営住宅中南団地）について（住まいまちづくり課）

相手方：八頭町
譲渡財産：普通財産

所在地	種類	数量
八頭郡八頭町南字下古城 409 番 3	土地	2,162.48 m ²
	建物	571.80 m ² (4棟10戸、倉庫10棟)

無償譲渡理由：既に管理代行制度を導入し、八頭町が実態として町営住宅と同様の管理を行っている当該県営住宅について、町が地域の実情に応じた住宅政策を行えるよう、無償で譲渡しようとするものである。

議案第47号 財産を無償で譲渡すること（県営住宅智頭第2団地）について（住まいまちづくり課）

相手方：智頭町
譲渡財産：普通財産

所在地	種類	数量
八頭郡智頭町大字山根字大飛所 30 番 3 ほか 8 筆	土地	1,193.79 m ²
	建物	405.72 m ² (3棟6戸)

無償譲渡理由：既に管理代行制度を導入し、智頭町が実態として町営住宅と同様の管理を行っている当該県営住宅について、町が地域の実情に応じた住宅政策を行えるよう、無償で譲渡しようとするものである。

議案第48号 財産を無償で譲渡すること（日野高等学校三本松農場）について（教育環境課）

相手方：日南町
譲渡財産：普通財産

所在地	種類	数量
日野郡日南町神戸上字佐貫谷奥 2928 番 2ほか3筆	土地	507,306㎡
日野郡日南町神戸上字佐貫谷奥 2928 番 2	建物	1,079.21㎡
日野郡日南町神戸上字佐貫谷奥 2928 番 2ほか3筆	建物以外の土地の 定着物	1式

無償譲渡理由：学校再編後、活用が減少し、今後の活用予定がない三本松農場について、町の既存施設と一体的に活用し、魅力を発信することにより滞在型観光施策を推進することを計画している日南町に、無償で譲渡しようとするものである。

議案第49号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（警察本部監察課）

和解の相手方：愛知県豊橋市 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 15,840 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和 2 年 12 月 17 日、鳥取県警察本部交通部高速道路交通警察隊の職員が、和解の相手方が使用する小型貨物自動車による交通事故現場に臨場し、同車両を運転して移動させる際、後方の安全確認が不十分であったため、ガードパイプに衝突し、同車両を破損させたものである。

議案第50～73号 権利の放棄について（庶務集中課等）

債務者の死亡等により回収の見込みがない債権について、権利を放棄するため、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案番号	区分	相手方	金額	放棄する理由
50	過年度分恩給過払返納金請求権	東伯郡 湯梨浜町 個人	460,900 円	債務者の死亡、相続人の不在
51	鳥取県保育士等修学資金返還金請求権	（債務者）米子市 個人 （連帯保証人）米子市 個人	765,000 円	債務者及び連帯保証人の破産
52	病院事業診療費請求権	（債務者）鳥取市 個人 （連帯保証人）長野県東筑摩郡筑北村 個人	679,394 円	債務者及び連帯保証人の破産
53	同上	鳥取市 個人	23,192 円	債務者の破産
54	同上	鳥取市 個人	10,350 円	同上
55	同上	鳥取市 個人	198,312 円	同上
56	同上	鳥取市 個人	50,025 円	同上
57	同上	鳥取市 個人	10,617 円	同上
58	同上	鳥取市 個人	73,558 円	同上
59	同上	鳥取市 個人	6,100 円	同上
60	同上	（債務者）鳥取市 個人 （連帯保証人）鳥取市 個人	595,424 円	債務者及び連帯保証人の破産
61	同上	鳥取市 個人	7,675 円	債務者の破産

議案番号	区分	相手方	金額	放棄する理由
62	同上	鳥取市 個人	41,460 円	同 上
63	同上	鳥取市 個人	5,840 円	同 上
64	同上	鳥取市 個人	146,000 円	同 上
65	同上	(債務者) 鳥取市 個人 (連帯保証人) 鳥取市 個人	80,000 円	債務者及び連帯保証人の破産
66	同上	鳥取市 個人	11,470 円	債務者の破産
67	同上	米子市 個人	111,918 円	同 上
68	同上	倉吉市 個人	8,100 円	同 上
69	同上	東伯郡琴浦町 個人	138,263 円	同 上
70	同上	東伯郡北栄町 個人	27,426 円	同 上
71	同上	岩手県一関市 個人	106,584 円	同 上
72	同上	長野県東筑摩郡筑北村 個人	43,360 円	同 上
73	同上	大阪府松原市 個人	48,373 円	同 上

議案第74号 県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金についての議決の一部変更について

(農地・水保全課)

県営土地改良事業等の実施にあたり関係市町村から徴収している負担金について、令和3年1月臨時県議会における補正予算分から基幹水利施設ストックマネジメント事業が改編されたこと及び令和3年度から基幹水利施設更新事業(水管理施設)を実施することに伴い、市町村の負担金の額を定めるものである。

(負担すべき額)

事業区分	負担すべき額
基幹水利施設更新事業(水管理施設)のうち、中山間地域	工事費の100分の16に相当する額
基幹水利施設更新事業(水管理施設)のうち、中山間地域以外のもの	工事費の100分の21に相当する額
基幹水利施設ストックマネジメント事業(末端支配面積100ヘクタール以上(田以外は20ヘクタール以上))	工事費の100分の14に相当する額

議案第75号 事業契約(鳥取県西部総合事務所新棟・米子市役所糶町庁舎整備等事業)の締結について

(資産活用推進課)

鳥取県西部総合事務所新棟・米子市役所糶町庁舎整備等事業の事業契約を締結することについて、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により、議会の議決を求めるものである。

(概要)

事業名：鳥取県西部総合事務所新棟・米子市役所糶町庁舎整備等事業

契約の相手方：がいなSSJパートナーズ株式会社

契約金額：1,598,717,791円

契約期間：本契約締結の日から令和15年3月31日まで

議案第76号 鳥取県基金条例の一部を改正する条例（財政課、企業支援課）

次のとおり鳥取県新型コロナウイルス感染症対応企業支援基金を新たに設置するものである。
(新たに設置する基金の概要)

名 称	設 置 目 的
鳥取県新型コロナウイルス感染症対応企業支援基金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県内の中小企業等に対し円滑な資金供給を行い、その事業継続及び経営の安定化を図ること。

[公布施行]

議案第77号 鳥取県税条例等の一部を改正する条例（税務課）

令和3年度税制改正による地方税法の一部改正等に伴い、所要の改正を行うものである。
(概 要)

- ① 個人県民税に関する事項
 - ・住宅ローン控除の控除期間を13年間とする特例措置を延長し、入居期限を令和4年末（現行 令和2年末）まで延長する。
- ② 法人事業税に関する事項
 - ・電気事業法の一部改正により電気供給業の新たな事業類型として特定卸供給事業等が創設されたことに伴い、法人事業税について所要の規定の整備を行う。
- ③ 不動産取得税に関する事項
 - ・宅地評価土地の取得に係る課税標準の特例措置（評価額を2分の1に軽減）を3年間延長する。
 - ・住宅及び土地の取得に係る税率の特例措置（4パーセントを3パーセントに軽減）を3年間延長する。
- ④ 自動車税関係
 - ・自動車税環境性能割について、新たな燃費基準により税率の適用区分を見直し、一定の燃費基準を満たさないクリーンディーゼル車については、非課税の対象から除外した上で2年間の経過措置を設ける。
 - ・自家用乗用車に係る自動車税環境性能割の軽減措置の適用期間を令和3年12月31日（現行 令和3年3月31日）までに延長する。
 - ・種別割を軽減するグリーン化特例について、令和3年4月1日以降に最初の新規登録を受けた自家用乗用車に係る適用対象からクリーンディーゼル車を除外する。

[令和3年4月1日施行 ほか]

議案第78号 鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例（人事企画課）

令和3年度の組織改正等に伴い、職員定数の見直しを行うものである。
(概 要)

- ・知事部局 4人増
- ・監査委員事務局 1人減
- ・企業局 2人減
- ・学校職員 3人減

[令和3年4月1日施行]

議案第79号 鳥取県人権尊重の社会づくり条例の一部を改正する条例（人権・同和対策課）

人権に関する問題が複雑化、多様化している昨今の状況に鑑み、差別のない人権が尊重される社会づくりの推進のために取り組むべき事項を明示する等所要の改正を行うものである。

（概要）

- ① 県、市町村及び県内に暮らす全ての者は、人権が尊重される社会を実現するため、職域、学校、地域、家庭その他の様々な場において、相互に協力しながら、あらゆる差別の解消に取り組むものとする。
- ② 何人も、職域、学校、地域、家庭その他の様々な場において、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、障がい、感染症等の病気、職業、被差別部落の出身であることその他の事由を理由として、次の行為（インターネットを通じて行う行為を含む。以下「差別行為」という。）をしてはならないことを明示する。
 - ア 誹謗中傷、著しく拒絶的な対応、不当な差別的言動その他の心理的外傷を与える行為
 - イ いじめ又は虐待
 - ウ プライバシーの侵害
 - エ 不当な差別的取扱い
- ③ 県は、差別行為を防止するため、人権に関する正しい知識の普及による偏見の解消をはじめ、必要な人権教育及び人権啓発を積極的に行うものとする。
- ④ 県は、差別行為を受けた者に対する相談対応その他必要な支援を行うものとする。
- ⑤ 県は、差別行為の防止のための施策を効果的に実施するため、差別行為の実態の把握並びに必要な情報の収集及び分析を行うものとする。

[令和3年4月1日施行]

議案第80号 鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例等の一部を改正する条例（障がい福祉課）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

（概要）

- ① 居宅介護等及び重度障害者等包括支援を行う障害福祉サービス事業者は、サービスを提供するに当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束等を行ってはならないこととし、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様等を記録することとする。
- ② 居宅介護等、短期入所、重度障害者等包括支援、就労定着支援及び自立生活援助を行う障害福祉サービス事業者並びに福祉ホームは、感染症等の健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずることとする。
- ③ 療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を行う障害福祉サービス事業者、障害者支援施設並びに地域活動支援センター及び福祉ホーム（以下「地域活動支援センター等」という。）は、非常災害対策に係る訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めることとする。
- ④ 福祉ホームは、非常災害対策に関する具体的な計画を定めるものとし、その計画を実行できるよう利用者及びその家族並びに従業者に周知し、定期的に訓練することとし、非常災害対策に係る訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めることとする。
- ⑤ 障害福祉サービス事業者、障害者支援施設及び地域活動支援センター等は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対してサービスを継続的に提供し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置等を講ずることとする。（令和6年3月31日までは努力義務。）

[令和3年4月1日施行]

議案第 81 号 鳥取県児童福祉施設に関する条例及び鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部を改正する条例（子ども発達支援課）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

（概 要）

- ①福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、福祉型児童発達支援センター、医療型児童発達支援センター、指定児童発達支援事業者、指定医療型児童発達支援事業者、指定放課後等デイサービス事業者、指定福祉型障害児入所施設及び指定医療型障害児入所施設（以下「福祉型障害児入所施設等」という。）は、非常災害対策に係る訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めることとする。
- ②福祉型障害児入所施設等、指定居宅訪問型児童発達支援事業者及び指定保育所等訪問支援事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者等に対してサービスを継続的に提供し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置等を講ずることとする。（令和 6 年 3 月 31 日までは努力義務。）
- ③福祉型児童発達支援センター、指定児童発達支援事業者及び指定放課後等デイサービス事業者は、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合は、規則で定める場合を除き、看護職員を置くこととする。
- ④指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターを除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者は、児童指導員又は保育士（現行 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者）を置くこととする。

[令和 3 年 4 月 1 日施行]

議案第82号 鳥取県軽費老人ホームに関する条例等の一部を改正する条例（長寿社会課）

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。
(概要)

- ①軽費老人ホーム、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、指定介護療養型医療施設（以下「軽費老人ホーム等」という。）は、入所者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員等に対し、研修の実施その他必要な措置を講じなければならないこととする。
- ②指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、指定介護療養型医療施設は、サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めることとする。
- ③指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、指定介護療養型医療施設（病院に限る。）にあつては、栄養士又は管理栄養士（現行 栄養士）を置かななければならないこととする。
- ④軽費老人ホーム、指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、指定介護療養型医療施設がサービスの提供を開始するときに入所申込者等に交付する書面の記載事項及び規程において定めるべき事項として、虐待の防止のための措置に関する事項を加える。（令和6年3月31日までは努力義務。⑤、⑧において同じ。）
- ⑤養護老人ホーム及び特別養護老人ホームが規程において定めるべき事項として、虐待の防止のための措置に関する事項を加える。
- ⑥訪問介護、訪問入浴介護若しくは介護予防訪問入浴介護、訪問看護若しくは介護予防訪問看護、訪問リハビリテーション若しくは介護予防訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導若しくは介護予防居宅療養管理指導、福祉用具貸与若しくは介護予防福祉用具貸与又は特定福祉用具販売若しくは特定介護予防福祉用具販売を行う指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者は、感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずることとする。
- ⑦軽費老人ホーム、養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホーム、通所介護、通所リハビリテーション若しくは介護予防通所リハビリテーション、短期入所生活介護若しくは介護予防短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは介護予防短期入所療養介護又は特定施設入居者生活介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護を行う指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは介護医療院並びに指定介護療養型医療施設は、非常災害対策に係る訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めることとする。
- ⑧軽費老人ホーム等は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者等に対してサービスを継続的に提供し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置等を講じることとする。

[令和3年4月1日施行]

報 告 事 項

報告第1号 議会の委任による専決処分の報告について

(1) 工事請負契約（鳥取県防災行政無線一斉指令システム等更新工事）の変更について （令和3年2月3日専決）（危機対策・情報課）

請負代金額が増となることに伴い、請負代金額の変更を行うものである。

(変更内容)

・契約金額：変更前 709,060,000円 → 変更後 709,960,900円 (900,900円の増)

(2) 鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例の 一部を改正する条例（令和3年2月8日専決）（健康政策課）

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部が改正され、新型コロナウイルス感染症の法的位置付けが整理されることに伴い、所要の改正を行うものである。

(概要)

新型コロナウイルス感染症の定義及び条例の失効の日について所要の規定の整理を行うものである。

[新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から施行]

(3) 鳥取県基金条例の一部を改正する条例（令和3年2月9日専決）（財政課）

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部が改正され、新型コロナウイルス感染症の法的位置付けが整理されることに伴い、所要の改正を行うものである。

(概要)

新型コロナウイルス感染症の定義について所要の規定の整理を行うものである。

[新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から施行]

(4) 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（令和3年2月9日専決）（人事企画課）

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部が改正され、新型コロナウイルス感染症の法的位置付けが整理されることに伴い、所要の改正を行うものである。

(概要)

新型コロナウイルス感染症の定義について所要の規定の整理を行うものである。

[新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から施行]

(5) 警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（令和3年2月10日専決） （警察本部警務課）

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部が改正され、新型コロナウイルス感染症の法的位置付けが整理されることに伴い、所要の改正を行うものである。

(概要)

新型コロナウイルス感染症の定義について所要の規定の整理を行うものである。

[新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から施行]

報告第2号 鳥取県新型コロナウイルス感染症対策行動計画の変更について（健康政策課）

鳥取県新型コロナウイルス感染症対策行動計画について、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正等により、同計画を変更したので、新型インフルエンザ等対策特別措置法第7条第9項において準用する同条第7項の規定に基づき報告するものである。